

社会福祉法人 光志福祉会 行動計画（女性活躍推進法）

男女を問わず、職員が家庭生活との両立を図りながら、勤務を継続できる職場環境とするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年1月1日 ～ 2025年12月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：所定外労働時間を、月間の全職員平均で9時間以内とする。

【取組内容】

- 2024年1月から 勤務時間終了後は30分以内に退社するよう、管理職員から各職員に周知する。

本部は、残業申請なく勤務時間終了後30分以上残っている職員のデータを拠点長が把握できるようにする。

- 2024年4月から 残業申請なく勤務時間終了後30分以上残っている職員数の推移をグラフ化する。

拠点長は、毎月の職員面談等の機会を用いて、残業申請なく勤務時間終了後も残っている時間の長い職員を指導する。

目標2：男女とも、全職員の平均継続勤務年数を5年以上とする。

【取組内容】

- 2024年1月から 評価者が毎月職員との面談を行う中で、勤務の継続を阻害する要因がないか聞き取りを行う。

阻害要因が判明した際は、速やかに拠点長に伝え、適切な対応策をとる。

- 2024年12月までに ICTの推進などにより、介護業務等における身体的・精神的負担を軽減させる。